

議案第11号

養父市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

養父市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市行政組織条例の一部を改正する条例

養父市行政組織条例（平成16年養父市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「まち整備部」の次に「こども・夢・えがお部」を加える。

第2条まち整備部の部の次に次のように加える。

こども・夢・えがお部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（養父市私立学校審議会条例の一部改正）
- 2 養父市私立学校審議会条例（平成19年養父市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第7条中「教育部教育課」を「教育委員会」に改める。
（養父市子ども・子育て会議条例の一部改正）
- 3 養父市子ども・子育て会議条例（平成25年養父市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第9条中「教育委員会」を「こども・夢・えがお部子育て応援課」に改める。

議案第11号 養父市行政組織条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>経営企画部 危機管理室 市民生活部 健康福祉部 産業環境部 まち整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>経営企画部 (1)～(10) (略) (略) まち整備部 (1)～(9) (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>経営企画部 危機管理室 市民生活部 健康福祉部 産業環境部 まち整備部 <u>こども・夢・えがお部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>経営企画部 (1)～(10) (略) (略) まち整備部 (1)～(9) (略) <u>こども・夢・えがお部</u> <u>(1) 子育て支援に関すること。</u> <u>(2) 母子保健に関すること。</u> <u>(3) 児童福祉に関すること。</u></p>

附則第2項 養父市私立学校審議会条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>教育部教育課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会</u>において行う。</p>

附則第3項 養父市子ども・子育て会議条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>教育委員会</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>こども・夢・えがお部子育て応援課</u>において処理する。</p>